

議案第 115 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市豊科ささえあいセンター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会

会長 小松 正直

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 116 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市三郷福祉センター及び安曇野市三郷屋内ゲートボール場

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会

会長 小松 正直

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 117 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市三郷デイサービスセンター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会

会長 小松 正直

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 118 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市堀金デイサービスセンター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会

会長 小松 正直

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 119 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市明科デイサービスセンター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会

会長 小松 正直

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 120 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市障害者活動支援センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会

会長 小松 正直

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 121 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市障害者就労支援センター 豊科たんぼぼ

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会

会長 小松 正直

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 122 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市障害者就労支援センター 穂高わたぼうし

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会

会長 小松 正直

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 123 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市障害者就労支援センター 三郷すみれの郷

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会

会長 小松 正直

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 124 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市障害者就労支援センター 堀金かえでの家

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会

会長 小松 正直

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 125 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市障害者就労支援センター 明科ふきぼこの家

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会

会長 小松 正直

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 126 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市ひめこぶしの家

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市三郷小倉 448 番地
特定非営利活動法人ほのぼの会
理事長 布山 茂正

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 127 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市豊科身体障害者会館

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4160 番地 1

安曇野市身体障害者福祉協会

会長 丸山 近志

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 128 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市穂高農業活性化施設

（安曇野穂高農産物加工所、こねこねハウス、Vif 穂高）

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高有明 7751 番地 1

企業組合 Vif 穂高

理事長 小林 幸岐人

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 129 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市三郷産地形成促進施設

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市三郷温 5896 番地 2

株式会社三郷サラダ市

代表取締役 帯向 佳郎

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 130 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市堀金物産センター・安曇野市堀金地域食材供給施設

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市堀金烏川 2696 番地

農事組合法人旬の味ほりがね物産センター組合

組合長 小笠原 昭彦

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 131 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市三郷農村環境改善センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4270 番地 6

あづみ農業協同組合

代表理事組合長 千國 茂

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 132 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

湯多里山の神

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科田沢 8494 番地

株式会社 芙蓉

代表取締役 桐山 博

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 133 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市自然体験交流センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市明科中川手 2455 番地

「せせらぎ」を愛する会

代表 土肥 三夫

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 134 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市天蚕センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高有明 3618 番地 24

安曇野市天蚕振興会

会長 田口 忠志

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 135 号

公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者の指定の期間を変更したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市長峰山森林体験交流センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市穂高牧 2195 番地

穂高カントリー株式会社

代表取締役 上條 俊夫

3 指定期間の変更

「平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで」を「平成 31 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に変更する

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 136 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市道の駅アルプス安曇野ほりがねの里

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市堀金烏川 2696 番地

農事組合法人 旬の味ほりがね物産センター組合

組合長 小笠原 昭彦

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 137 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市豊科近代美術館

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 5609 番地 3

公益財団法人 安曇野文化財団

代表理事 長崎 大幸

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 138 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

田淵行男記念館

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 5609 番地 3

公益財団法人 安曇野文化財団

代表理事 長崎 大幸

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 139 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野高橋節郎記念美術館

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 5609 番地 3

公益財団法人 安曇野文化財団

代表理事 長崎 大幸

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 140 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

飯沼飛行士記念館

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 5609 番地 3

公益財団法人 安曇野文化財団

代表理事 長崎 大幸

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 141 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市穂高陶芸会館

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 5609 番地 3

公益財団法人 安曇野文化財団

代表理事 長崎 大幸

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 142 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市豊科交流学習センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 5609 番地 3

公益財団法人 安曇野文化財団

代表理事 長崎 大幸

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 12 月 4 日 提出

安曇野市長 太田 寛